## 大阪狭山市水循環協議会規則

令和4年(2022年)3月25日 大阪狭山市規則第9号

(趣旨)

第1条 この規則は、大阪狭山市附属機関設置条例(平成25年大阪狭山市条例第6号。以下「条例」という。)第3条の規定に基づき、大阪狭山市水循環協議会(以下「協議会」という。)の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。 (職務)

- 第2条 協議会は、本市水循環計画に関する諸課題について、市長の諮問に応じ、次 に掲げる事項について協議及び審議し、意見を述べるものとする。
  - (1) 水循環計画の策定に関すること。
  - (2) 水循環計画の推進に関すること。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、水循環計画について市長が必要と認める事項に 関すること。

(組織)

- 第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
  - (1) 識見を有する者
  - (2) 関係団体の代表者
  - (3) 関係行政機関の代表者
  - (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から第2条に規定する諮問に係る協議及び審議が 終了した日までとする。

(会長及び副会長)

- 第5条 協議会に会長及び副会長を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。
- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決すると ころによる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庁内調整会議)

- 第8条 条例第2条第1号に規定する協議会の所掌事務の具体的事項に関して検討及 び協議を行うため、協議会に庁内調整会議を置く。
- 2 庁内調整会議は、別表に掲げる職にある者をもって構成する。
- 3 庁内調整会議に議長を置き、議長は水資源部長をもって充てる。
- 4 議長は、事務を総理し、庁内調整会議を代表する。
- 5 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、議長があらかじめ指名する者 がその職務を代理する。
- 6 庁内調整会議は、議長が必要に応じ招集する。

(庶務)

第9条 協議会及び庁内調整会議の庶務は、水資源部において行う。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が 別に定める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 委員委嘱後最初の協議会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

## 別表 (第8条関係)

水資源部長

危機管理室次長

政策推進部次長

総務部次長

健康福祉部次長

都市整備部次長

市民生活部次長

水資源部次長

農業委員会事務局次長

教育部次長

こども政策部次長